

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アイホン株式会社		コード	6718
提出日	2025/5/29	異動（予定）日	2025/6/27	
独立役員届出書の提出理由	該当状況についての説明を一部追記			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	入谷正章	社外取締役	○														○	有
2	繁治義信	社外取締役	○										△					有
3	吉野彩子	社外取締役	○										○					有
4	神谷誠	社外監査役	○										△					有
5	小西ゆかり	社外監査役	○													○		有
6	穂積正彦	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		入谷氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えています。一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しております。
2	当社と繁治氏が以前所属していた金融機関との間には取引関係が存在しますが、取引額は僅少であるとともに、同金融機関退職後10年以上が経過しており、当社の独立性判断基準を満たしていることから、同氏の独立性及び意思決定に影響を与えるものではないと判断しております。	繁治氏は、長年にわたって企業経営・金融業界に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えています。一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しております。
3	当社と吉野氏が所属する弁護士事務所との間には顧問契約関係が存在しますが、当担当弁護士ではなく、顧問弁護士事務所への顧問料においても当社連結売上上の0.1%未満、同事務所売上高の1%未満の取引であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼす重要性はありません。当社の独立性判断基準を満たしていることから、同氏の独立性及び意思決定に影響を与えるものではないと判断しております。	吉野氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する高度な見識と広汎な経験により職務を適切に遂行していただいております。幅広い知見と専門的な知識を活かし、職務を適切に遂行いただけるものと考えています。一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しております。
4	当社と神谷氏が以前所属していた監査法人との間には取引関係が存在しますが、取引額は僅少であるとともに、同監査法人退職後5年以上が経過しており、当社の独立性判断基準を満たしていることから、同氏の独立性及び意思決定に影響を与えるものではないと判断しております。	神谷氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての豊富な経験と知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えています。一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しております。
5		小西氏は、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、それらを活かし社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えています。一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しております。
6	当社と穂積氏が以前所属していた事業法人との間には取引関係が存在しますが、取引額は僅少であるとともに、同法人退職後5年以上が経過しており、当社の独立性判断基準を満たしていることから、同氏の独立性及び意思決定に影響を与えるものではないと判断しております。	穂積氏は、長年にわたって企業経営に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えています。一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社は、ガバナンスの客観性及び透明性を確保するために、会社法上の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という）の独立性に関する基準について、以下のとおり「社外役員の独立性判断基準」を定めています。

社外役員の独立性判断基準
社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

(1) 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者または就任前10年以内において当社グループの業務執行者(*1)であった者
(2) 当社の現在の主要株主(*2)またはその業務執行者
(3) 当社グループを主要な取引先とする者(*3)またはその業務執行者
(4) 当社グループの主要な取引先(*4)またはその業務執行者
(5) 当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
(6) 当社グループから役員報酬以外に多額(*5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
(7) 当社グループから多額(*5)の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
(8) 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
(9) 上記（2）から（8）のいずれかに該当する者が重要な者(*6)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
(10) 上記（1）から（8）までのいずれかに該当する者が重要な者(*6)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
(11) その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

*1「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。
*2「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
*3「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
*4「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
*5「多額」とは、当社グループが、年間1,000万円以上の寄付または助成を行っていることをいう。
*6「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※4 独立役員の選任理由を記載してください。

※5 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。